

丸亀商工会議所（丸亀TMO推進協議会）

まちの駅ギャラリー 使用規定

丸 亀 商 工 会 議 所  
（丸亀TMO推進協議会）

丸亀商工会議所（丸亀TMO推進協議会）（以下「TMO」という）が運営、貸し出すまちの駅ギャラリーを使用する者及び団体は、以下の規定を遵守し、この規定を承諾した者に対し、TMOは使用を許可するものとします。

- 第1項 ギャラリーを使用できる者は各種団体、一般市民サークル等、営利を目的としない各種団体・個人としますが、TMO計画推進委員長が認めた場合はこの限りではありません。
- 第2項 ギャラリーの使用を希望する者は、その責任者または代表者の住所、氏名、電話番号を記した別途定める申込書等に、使用料を添えてTMOに提出しなければなりません。
- 第3項 使用許可および付帯する条件の提示は、TMO会長がこれを行い、また、受付は申し込み先着順とします。
- 第4項 使用期間は、毎週日曜日から土曜日の一週間とし原則二週間以内(休館日をのぞく)としますが、期間に余裕のある場合は使用者の希望に応じて延長します。また、毎週火曜日・水曜日は休館日とし、使用はできません。
- 第5項 一日の使用時間は、原則午前10時30分から午後4時30分までとします。(但し最終日は、午後3時迄)作品撤去及び搬出は、土曜日の午後4時までに完了してください。この期間での搬出入が困難なときは、あらかじめ申し出てください。
- 第6項 使用料は一週間につき3,000円とし、水道光熱費を含みますが、催し物の内容によってこれを過度に使用する場合は、その実費分を使用者が負担するものとします。また、販売行為をとともなう場合は、一週間につき5,000円とします。  
奥の間(和2)、中の間(和1)を同時に使用する場合は、一週間につき合計で6,000円とし、水道光熱費を含みますが、催し物の内容によってこれを過度に使用する場合は、その実費分を使用者が負担するものとします。また、販売行為をとともなう場合は、一週間につき10,000円とします。  
なお一度納付された使用料金については、理由の如何を問わず返金いたしません。  
ただし、TMO計画推進委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- 第7項 使用期間中の出品物の管理は、使用者がこれを行うものとします。出品物の盗難、毀損など、その事故ある場合の責任はTMOは一切負いません。また夜間の当施設が無人の時間帯における事故などについても、同じ扱いとします。

第8項 ギャラリー使用中に、万一何らかの事故があった場合は、直ちにTMOに連絡するものとします。

第9項 使用部分については、使用者はその施設・設備を汚損・毀損してはいけません。万一汚損・毀損した場合は、TMOの立ち会いのもとに、使用者の負担にてこれをただちに修復するものとします。

第10項 使用者は一日の終了後は、火の元、後片付けなどを確認の上帰宅し、また使用期間終了後は、清掃を施すこととします。

第11項 ギャラリー使用の行為の中で、反社会的な活動があった場合、また周囲の環境に著しい迷惑を及ぼすとTMOが判断した場合、まちの駅の品位を著しく損なうような行為があった場合、また、本規定に重大な違約があった場合には、使用期間中であってもTMOは撤退を求め、使用者はただちにこれに応じるものとします。この際、使用者は立退料はじめ一切の金品の請求はできません。

以上規定に同意します。万一この規定に反しTMOから使用許可を取り消された場合は、直ちに撤収することを誓約します。

令和 年 月 日

使用者

Ⓜ

ギャラリー・奥の間（和2）・中の間（和1）

申込書及び許可書

団体名	
代表者 または 責任者	印
住所 (連絡先)	
電話番号	
使用 の内容	
販売の 有無	
使用日時	令和 年 月 日 ( 曜 ) ~
場 所	<input type="checkbox"/> ギャラリー <input type="checkbox"/> 奥の間 <input type="checkbox"/> 中の間
奥の間空調利用	有      ・      無
使用料金	

【提出先】

丸亀商工会議所（丸亀TMO推進協議会）  
（〒763-0034）丸亀市大手町1-5-3

TEL (0877) 22-2371

FAX (0877) 22-2859

以上の内容で、使用を許可します。

令和 年 月 日